

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

②評価調査者研修修了番号

SK18192
SK18300
20児B002
20児B005
20児B013

③施設名等

名称：	児童養護施設 なごみ
施設長氏名：	島袋 信子
定員：	36名
所在地(都道府県)：	沖縄県
所在地(市町村以下)：	名護市字辺野古1009番地7
TEL：	0980-55-3033
URL：	http://www.hinpunkai.com/index.html
【施設の概要】	
開設年月日	1999/10/1
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人 ひんぷん会
職員数 常勤職員：	24名
職員数 非常勤職員：	9名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称(イ)	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称(ウ)	保育士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称(エ)	心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称(オ)	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称(カ)	調理師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要(ア)居室数：	2人部屋：12室、4人部屋：4室、地域小規模施設：6室
施設設備の概要(イ)設備等：	入浴室3箇所、トイレ4箇所、洗面所2箇所、寮母室2箇所、事務室2箇所、園長室、心理療法室、医務室、厨房、給湯室、大・小キッチン、洗濯機、乾燥機、ベッド、勉強机、テレビ、クーラー、電気調理器、扇風機、ロッカー

④理念・基本方針

<ol style="list-style-type: none"> 1) 子どもの「最善の利益のために」安全・安心感を持った生活を保障する。 2) 年齢発達に応じた養育を通して、愛着関係・信頼関係の構築、自己肯定感の向上に努める。 3) 基本的な生活習慣・社会生活のマナーやルールの定着。 4) 地域との共生・協働に努め、社会全体で育む支援を行う。 5) 各種専門職員による連携アプローチを通して自立支援の強化を図る。

⑤施設の特徴的な取組

今年度中途に、施設長と養護課長が新しく就任し、大幅な人事異動により新たな体制でスタートしたばかりである。新任職員も加わり、各寮で毎月交互にOJT研修を実施する等、職員は子どもたちと向き合い、子どもの最善の利益を考えて支援している。発達に課題を持った児童が増加して強い特性を持った児童への対応の難しさを痛感し、職員は専門性の向上に努め、施設内の各専門職員や関係機関と連携しながら、日々の支援に努めている。今年度から新たに配置された自立支援担当職員がリビングケアとアフターケアを担当している。施設は地域の自治会と連携し、学校の運動会や区民運動会、ハッピー大会、学事奨励会等の地域行事に職員は子どもと一緒に参加している。現在は、コロナ禍により地域行事への参加は中止している。職員による地域の草刈り清掃や外部事業への協力等もある。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2021/12/28
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2022/3/31
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦総評

<特に評価の高い点>

1. 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。

理念や基本方針に子どもの尊重を明示し、倫理綱領は掲示して毎月の全体会議の前に読み合わせを行っている。個々のマニュアルには、子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が反映され、病院受診時や特別教育の支援の申請は子どもと保護者に説明し、同意を得ている。職員はCAPによるワークショップやスーパーバイズ研修等を受講し、各寮でのOJT研修の一環として子どもの人権についての勉強会も実施している。子ども会議を毎月実施し、担当職員は年2回、子どもと1対1で権利ノートの読み合わせをしている。年1回、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」により人権擁護のチェックを実施し、担当職員が集計し、参与（スーパーバイザー）が協力して分析・評価している。その結果は全体会議で参与が報告し、「NOと答えている職員に、各主任児童指導員が周知させる」等の対応をしている。

関連項目：28, 29

2. 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

子どもの権利についての説明は、「権利ノート」を活用している。「権利ノート」は入所時に説明すると共に、年2回定期的に説明する機会がある。説明に際しては、寮毎に1対1で、低年齢児には絵本を活用し、高年齢児には「権利ノート」を読み合わせる等により実施している。子どもの意向への配慮として、「こども会議」を子どもの意見表明の保証の場としている。子どもが意見や苦情を述べやすい環境として「意見箱」を設置し、意見への対応として第三者委員からの回答も出されている。職員研修は「どならない子育て支援」等を実施している。職員が子どもと個別にふれ合う場として、こども園等への送迎時や誕生日の外食、買い物等で個別にふれ合う機会を持っている。帰りの早い幼児にはスキップを心がけ、夜間は低年齢児の就寝後に高年齢児の話も聞いている。子ども間のトラブルは状況によっては仲裁に入るが、相手の人格を尊重しながら子ども同士で解決できるよう見守る支援もしている。外出や体調の悪い子どもがいる場合は当番を交代し、食事中に他の子どもの面倒を見る等、子ども同士の思いやりの支援がみられる。毎年、養護施設スポーツ大会や老人施設訪問で、同年齢や異年齢交流を図っているが、コロナ禍のため活動を中止している。

関連項目：47

3. 心理的ケアが必要な子どもに対する心理的な支援や性教育を計画的に行っている。

心理療法担当職員を中心に「心理療法実施要項」に沿って、オリエンテーションやアセスメント、遊戯療法、来談者中心療法を実施し、自立支援計画に基づく心理的ケアプログラムに沿って心理療法が実施されている。児童の状況に応じて面接頻度を検討し、初回面接では「何でも話してよい時間であること」や「困ったこと、悩んでいること、嫌なことを話す時間で、それを解決できないか一緒に考える時間であること」を児童の年齢や理解度によって個々に対応し、子どもが相談しやすい環境作りに努めている。療育センターや精神科での受診が必要な児童についても対応している。必要に応じて個々に対応しており、子どもが相談しやすい環境作りに努めている。療育センターや精神科での受診をしている子どもに関しては児童票に記録している。心理的ケアに関してはスーパービジョンも行っている。また性教育に関するマニュアルを整備し、「幼児・小学生用」と「小学校高学年女子～高校女子用」、「小学校高学年男子～高校男子用」の3種の性教育プログラムを作成している。実施にあたっては、心理療法担当職員が女兒を担当し、被虐待児個別対応職員が男児を対応して、個別や集団でのグループ学習会を設けて性教育を実施している。ケース担当者会議には心理療法担当職員や関係職員が参加して、職員間で情報を共有し統一した対応に努めている。全職員が定期的にスーパーバイズ研修を受講して心理的支援の向上に取り組んでいる。児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等への定期的な助言・援助も行っている。

関連項目：62、65

<改善が求められる点>

1. 中・長期計画に伴う収支計画の策定が望まれる。

「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化推進計画」により、6人規模の地域小規模児童養護施設が2019年度（令和元年度）に設置され、2029年度までに更に3か所の設置が計画されている。

策定されている地域分散化計画に基づいて設置予定年度ごとに、人員体制や設備整備等の数値目標、必要経費など具体的な内容を策定し、それに基づいた収支計画の作成も望まれる。

関連項目：4、5

2. 職員の質の向上に向けて体制の確立が望まれる。

必要な人員体制に関する基本的な考え方の明文化、及び必要な福祉人材の確保や人員体制についての具体的な計画を作成するとともに、策定されている「期待する職員像」の達成に向けて、職員一人ひとりに目標を設定させ、設定した目標について年2回、中間段階や期末に面接を行い、目標達成と取り組み状況の確認をする等の目標管理が望まれる。

関連項目：14、17

3. 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等の整備が望まれる。

社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることについては、基本理念や倫理綱領を、毎月の全体会議において全職員で読み合わせをしている。職員は、「子ども理解や権利擁護」等の研修を受講し、日々の実践に繋げている。子どもの養育・支援は、毎月の寮会議やケース会議だけでなく、定期的実施する個別の自立支援計画の評価の時に振り返り、検証している。権利侵害の防止と早期発見する具体的な取組として「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」（職員版）を使用して各職員が実施している。就業規則の服務規律に「政治的及び宗教的意図を持って教示、扇動する事を禁ずる」と明示して、子どもや保護者の思想や信教の自由を保障し、子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

子どもの権利擁護として「虐待防止要綱」が整備されているが、職員は権利擁護の代弁者（アドボケイト）としての、権利擁護の要件（①子どもの意向への配慮、②権利についての説明配慮、③子どもが意見や苦情を述べやすい環境整備への配慮、④虐待防止等を含めたマニュアル）の整備が望まれる。

関連項目：46

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価受審を通して、運営や業務に関わる改善点を確認することが出来ました。改善点については、以下のように対応に努めたいと思います。

1. 地域分散化計画に関しては、地域小規模設置委員会の活動を継続し、人員体制や設備整備等の数値目標を設定していきたいと考えております。
2. 職員一人ひとりの目標に関しては、施設長と職員との面談を実施し、職員のスキルアップやモチベーション向上を図りたいと思います。
3. 子どもの権利擁護に関するマニュアルの整備に関しては、各マニュアルの点検や見直しを進めていきたいと考えております。

また職員の自己評価に関しては、職員一人ひとりが養育・支援や運営に関して現状や課題を確認することが出来ました。今後も子ども達の最善の利益のために、職員一丸となって、養育・支援・施設運営それぞれの質の向上を目指し、取り組んでいきたいと思います。今回の第三者評価受審を通して、職員が自身の養育を振り返り、課題を整理する大変貴重な機会となったことに、深く感謝申し上げます。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価 評価結果 (児童養護施設)

共通

評価項目		評価結果
		職員の 集計結果
I 養育・支援の基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され、周知が図られている。	a
判断基準	a 法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	b 法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人・施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	<input type="radio"/> 2 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	<input type="radio"/> 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	<input type="radio"/> 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
コメント	理念や基本方針の明文化と周知については、理念と基本方針が事業計画やパンフレットに記載されている。理念は「子どもの最善の利益」のために①安全・安心感を持った、当たり前の生活を保障し、個別化の推進、②子どもの権利擁護を中心に、自己肯定感が育まれる支援、③地域社会の一員として地域との共生・協働に努め社会全体で育む支援等が定められ、施設の使命や目指す方向、考え方が読み取れる。基本方針は、信頼と協調、共生の3つの柱を掲げ、理念との整合性が確保され、職員の行動規範となっている。周知については、事務所前や各寮に掲示し、事業計画に記載して、毎月の全体会議で読み合わせをしている。子どもや保護者等には「なごみだより」やパンフレット等、わかりやすい説明資料を作成して、面談時の説明や郵送などにより継続的な周知に取り組んでいる。	

評価項目			評価結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
判断基準	a	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析している。	
	○ 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析している。	
	○ 3	子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○ 4	定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	<p>施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、社会福祉事業全体の動向は全国養護施設施設長会議や九州児童福祉施設研究大会等に参加して把握している。福祉新聞や季刊誌「児童養護」等からも具体的に把握している。地域の動向については、沖縄県児童養護協議会に参加し、児童家庭支援センターからの情報等でも把握している。</p> <p>潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータの収集や経営環境の課題の把握、及び定期的に養育・支援のコスト分析を行うこと等が望まれる。</p>		
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント	<p>経営課題を明確にした具体的な取組としては、小規模かつ地域分散化推進計画に基づいて男子地域小規模児童養護施設設立に向けての取組や職員体制等を課題として明らかにしている。2023年（令和5年）開設予定の男子地域小規模児童養護施設の設置地域が選定され、職員体制では自立支援担当職員が配置されている。改善すべき課題については、事業計画に明示し、理事会で共有され、職員にも周知されている。男子地域小規模児童養護施設設置に向けて実行委員会を発足させて具体的な取組が進められている。</p> <p>経営環境や財務状況等の現状分析に基づいた課題や問題点への取組に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		b
判断基準	a	経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画、及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画、または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。	
	c	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント	<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化推進計画」により、6人規模の地域小規模児童養護施設が2019年度（令和元年度）に設置されている。2029年度までに更に3か所の設置が計画されている。地域分散化計画以外にも中・長期計画を策定しており、高機能化及び多機能化の視点から職員の資質向上や児童家庭支援センターとの連携の強化、リーディングケア・アフターケア、里親支援等の内容となっている。</p> <p>策定されている地域分散化計画を中・長期計画とし、地域分散化計画に基づいて設置予定年度ごとに、人員体制や設備整備等の数値目標、必要経費など具体的な成果を内容として策定し、それに基づいた収支計画の作成も望まれる。</p>		
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	
	○ 2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント	<p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画の策定については、理念・基本方針に基づいた事業計画が策定されている。児童の養護や保護者との連携、地域小規模児童養護施設なごみの充実、地域支援、地域との交流、年間行事が記載され、職員研修や食育など具体的な内容となっている。</p> <p>単年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映した具体的な事業内容を設定するとともに、単年度評価が行える数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行える内容とすることが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	<input type="radio"/>	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	<input type="radio"/>	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	<input type="radio"/>	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	<input type="radio"/>	5	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。
コメント	事業計画の策定と実施状況の組織的な把握や評価・見直しと職員の理解については、事業計画の策定マニュアルが整備され、マニュアルに沿って年度末に全職員で事業計画の内容等の振り返りを行い、各寮や各部署での集計結果の検討を経て、4月に施設長が次年度の事業計画案を作成している。全体会議において職員からの意見を聴取し、その後、5月の運営会議において職員から出された課題を検討し策定している。評価結果を反映させた事業計画の見直しが行われ、計画の周知については全体会議で職員に配布し、説明している。		
7	② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。		b
判断基準	a	事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を子どもや保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
	<input type="radio"/>	2	事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。
	<input type="radio"/>	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	<input type="radio"/>	4	事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント	事業計画の子どもや保護者等への周知について、事業計画は施設内に掲示されている。事業計画の主な内容は、子どもに対してはこども会議等で説明し、保護者には主な内容を掲載した「なごみだより」等を送付し、面談の際に提示して説明している。 事業計画の実施にあたり、子どもや保護者の参加を促すための理解しやすい資料の作成や説明の工夫が望まれる。		

評価項目		評価結果	
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判断基準	a	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。
	<input type="radio"/>	2	養育・支援の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。
	<input type="radio"/>	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	<input type="radio"/>	4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ、実行されている。
コメント	<p>養育・支援の質の向上に向けた取組については、支援内容の組織的な評価を毎月の全体会議で行い、年度末には全職員で事業計画の内容（会議や行事の持ち方、勤務や働きやすい職場環境、設備関係等について反省や疑問、支援に悩んだこと）等の振り返りを行っている。各寮や各部署での集計結果の検討を経て、次年度初めの全体会議で検討し、改善に取り組んでいる。定期的に第三者評価を受審し、毎年、人権擁護のためのチェックリストを活用している。評価結果は「第三者評価事業への評価、確認と改善検討会議」において分析・検討されている。</p> <p>定められた評価基準に基づいた自己評価を毎年実施し、取り組み状況の評価を含めた組織的なPDCAサイクルへの取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
9	②	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。	
	c	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。	
	○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント	<p>評価結果に基づく施設として取り組むべき課題を明確にした計画的な改善については、前回の第三者評価結果について課題の共有化が図られ、「第三者評価事業への評価、確認と改善検討会議」を今年度7回開催し、改善策を検討している。その結果施設長の役割や期待する職員像をパンフレットやホームページに掲載し、満足度調査等が実施されている。「二人部屋となっている中学生以上の個室化について」や「中・長期計画策定について」など課題の改善に向けて組織的に取り組んでいる。</p> <p>定められた評価基準にもとづいた自己評価結果から課題を明確にし改善計画を作成した上で、改善に向けて計画的に取り組むことが望まれる。</p>		

II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-1 施設長の責任が明確にされている。

10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し、表明している。	
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知が図られている。	
	○ 4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント	<p>施設長は、自らの役割と責任について、管理規定や職務分掌で明確にしている。自らの施設の管理に関する方針と取組については、事業計画で表明するとともに、全体会議で考え方を周知している。施設の広報誌に施設長としてのあいさつを掲載し、表明している。有事においては、消防計画の自衛消防隊隊長として施設長の責任が明示され、不在時は養護課長を副隊長として権限委任が明確にされている。</p>		

評価項目		評価結果
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
コメント	<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組としては、法人の決裁規則で金額により専決区分され、経理規程には利害関係者との適正な関係を保持することが明示されている。法令遵守の観点から、虐待防止及び権利擁護に関する研修やCAPワークショップ等を職員と共に受講し、遵守すべき法令等を把握して取り組んでいる。パワハラ防止法や労働基準法改正に伴う年休取得についても職員に周知し取り組んでいる。内部研修で防災管理者講習やスーパーバイズ研修等にも取り組んでいる。</p> <p>社会福祉施設として遵守しなければならない基本的な法令の遵守のみならず、消費者保護関連法令や雇用・労働や防災、環境への配慮に関する法令等幅広い分野についても把握して職員に周知し、取り組むことが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	<input type="radio"/> 2	施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	<input type="radio"/> 3	施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	<input type="radio"/> 4	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/> 5	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
	<input type="radio"/> 6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	
コメント	<p>養育・支援の質の向上に意欲をもった取組への指導力の発揮については、毎年、人権擁護チェックを実施し、職員の個人評価が実施されている。養育・支援の向上については、ケース会議や寮会議、運営会議、全体会議等で職員の意見を聞き、施設長自らも積極的に参加している。職員の意見を反映するため、毎月職員一人ひとりと面談する時間を設けている。CAPワークショップの「子どもの自尊感情を高める安心・自信・自由」やスーパーバイズ研修等、施設内外の研修を職員に受講させ、教育・研修の充実を図っている。施設長は、県内外の施設長研修を受講し、専門性の向上に努めている。</p> <p>養育・支援の質の向上について、定められた評価基準にもとづく自己評価の実施、及び改善のための具体的な取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組について、労務や財務については税理士による月次報告等で分析している。心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員、里親支援専門相談員等の加算職員、保育補助員の配置に加え、令和3年度から自立支援担当職員を配置するなど働きやすい環境整備に取り組んでいる。業務の実効性を高めるため、運営会議や三役会議を開催している。</p> <p>経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、職員の意識を形成するための更なる取組に期待したい。</p>		
Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成			
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		c
判断基準	a	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	2	養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	○ 4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	
	○ 5	（5種別共通） 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	
コメント	<p>必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画の取組については、効果的な人材確保のためハローワークや人材バンク等を利用して募集している。心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員、里親支援専門相談員の各種加算職員等の配置に加え、新たに自立支援担当職員を配置している。</p> <p>必要な人員体制に関する基本的な考え方の明文化、及び必要な福祉人材の確保や人員体制についての具体的な計画の作成が望まれる。</p> <p>着眼点2が確認できないため、判断基準により評価はCとなる。</p>		

評価項目			評価結果
15	② 総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。
		2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
		3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
		4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っています。
	○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
コメント	<p>総合的な人事管理については、パンフレットに「期待される職員像等」として「児童の権利擁護を前提に日々の児童とのあらゆる関わりにおいて児童自身が職員から大切にされているという実感が持てるように支援することができる職員を目指します」と明文化している。人事異動やシフト勤務について職員からの相談を受ける体制があり、職員の意向により夜勤交代勤務から日勤勤務に異動する職員に調整手当を支給する等、把握した意向等に基づき改善に取り組んでいる。</p> <p>職員の配置や異動、昇進、昇格等に関する人事基準の作成、及び基準に基づいた成果や貢献度等の評価の実施、職員処遇水準改善のための取組が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている
	<input type="radio"/> 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/> 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/> 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
	<input type="radio"/> 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/> 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/> 7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行している。
	<input type="radio"/> 8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、職員の労務管理の責任者は事務長で、有給休暇の取得状況や時間外労働などを把握している。職員の相談は養護課長が窓口となっており、施設長は毎月の給料明細を職員一人ひとりに手渡す際に意見や要望等の聴取に努めている。職場の福利厚生として職員の健康診断を実施し、退職金については沖縄県社会福祉事業共済会と独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業に加入している。寮職員の完全週休二日制を導入（月休を8日から9日に増）し、有給休暇は取得しやすいように時間単位でとれる仕組みとしている。育児・介護休業規程において、育児休業後は「本人の希望で職場や職務の変更を申し出ることができる」や「育児短時間勤務の始業・終業時刻は本人の申し出による」と規定され、ワークライフ・バランスに配慮して取り組んでいる。自立支援担当職員を新たに配置し、職員体制の強化に努めている。</p> <p>働きやすい職場づくりのための更なる改善に向けて、人員体制に関する具体的な計画を反映させた取組が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		c
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	
	3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取組としては、施設長が毎月、職員一人ひとりの面談をしている。</p> <p>策定されている「期待する職員像」の達成に向けて、職員一人ひとりに目標を設定させ、設定目標について、年2回の面接を行い、目標達成度の確認をするなどの目標管理が望まれる。</p>		
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施について、職員研修に関してはマニュアルをもとに実施している。事業計画の職員研修の方針には職員に必要な専門技術や専門資格も明示されている。研修計画が作成され、昨年度よりOJTとして毎月、寮職員に対してスーパーバイザーも参加する研修が実施され助言等が得られている。全国や九州の児童養護施設職員研修や専門職研修、知的・発達・愛着に課題のある子どもたちへの支援やCAP等研修、被措置児童等の虐待防止及び権利擁護に関するオンライン研修等、施設内外の研修を職員は受講している。研修内容は職員の意見も聞いて、日課検討委員会で評価・見直しを実施している。</p> <p>作成されている「期待する職員像」の、事業計画（研修計画）への追記が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。		a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	<input type="radio"/> 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なO J Tが適切に行われている	
	<input type="radio"/> 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	<input type="radio"/> 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	<input type="radio"/> 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
	<input type="radio"/> 6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
コメント	<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保については、職員の資格取得の状況を把握し、新人職員は県社協主催の新人研修を受講させ、個別に主任児童指導員による指導も実施している。昨年度より毎月、寮職員対象にスーパーバイザーとして参与も参加するO J T研修が実施され、職員の困り感を共有する機会が増えている。階層別や職種別研修等の実施については、県社協主催の研修以外に、心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員、家庭支援専門相談員、給食部会等、各種専門職ごとの連絡会等に参加している。外部研修は、職員一人ひとりが公平に参加できるよう、2月に職員から次年度の研修希望を提出させ、年度初めの会議で参加者を決めている。心理専門の参与をスーパーバイザーとして配置し、職員が相談できる体制を確立している。スーパーバイザーは職員個別に助言し、ケース検討会でスーパービジョンを通して支援の質を向上させるよう取り組んでいる。基幹的職員研修の修了者が6名いる。</p>		

評価項目			評価結果
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
	判断基準	a	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
		b	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
		c	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	<input type="radio"/> 1	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している
		<input type="radio"/> 2	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
		<input type="radio"/> 3	専門職種の特徴に配慮したプログラムを用意している。
		<input type="radio"/> 4	指導者に対する研修を実施している。
		<input type="radio"/> 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
	コメント	<p>実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成の体制を整備した取組については、実習生受け入れ要綱が作成され、基本姿勢や受け入れ手順が明示されている。実習生の指導者は主任児童指導員で、受け入れ承諾書や実習生の誓約書の提出など、手順に沿って実施され、コロナ禍における感染予防について実習生への協力依頼も行っている。社会福祉士養成の指導者研修修了者が2名おり、保育士と社会福祉士の実習プログラムが用意されている。実習指導者は学校の実習担当者連絡会議に参加し、学校の担当者が実習期間中に来所する等、学校側と連携している。実習内容については学校で準備したプログラムも活用している。</p> <p>実習生に対して学校側からの誓約書を提出させているが、マニュアルに沿って施設としても誓約書を提出させることに期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○ 2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	○ 4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント	<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、法人のホームページに理念や施設の特徴、期待される職員像とともに、法人の沿革や組織図、個人情報保護方針、年間行事、決算情報等が公開されている。第三者評価結果は、法人のホームページ及び全社協と沖縄県のホームページに公開されており、年度の予算・決算の財務情報は広報誌にも掲載している。法人・施設の理念や基本方針等施設概要が掲載されたパンフレットや広報誌を発行しており、保護者には郵送し、地域の関係機関には児童家庭支援センターを通して配布している。苦情・相談の体制や内容についてホームページでの公開が望まれる。</p>		
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○ 2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ 3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組としては、施設における事務、経理、取引等について、定款施行細則で職務分掌と権限・責任が明確にされ、決裁規則や経理規程等でルール化されている。経理については、公認会計士と税理士資格を持つ外部の専門家による財務に関する指導が行われ、サポートを得て月次報告書が作成されている。税理士等の指摘事項により、予算を超える支出については補正予算の手続きを取り、外部研修受講後は復命書を提出する等の改善をしている。</p>		

評価項目		評価結果	
Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。			
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	<input type="radio"/> 2	子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	<input type="radio"/> 3	施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
	<input type="radio"/> 4	子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
	<input type="radio"/> 5	(児童養護施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
コメント	<p>子どもと地域との交流を広げるための取組としては、「地域との交流要綱」に地域とのかかわり方についての基本的な考え方や学校の友人等が遊びに来た時の注意事項等が明記されている。学校の運動会や区民運動会、ハーリー大会、学事奨励会等の地域行事に子どもが参加する時は、職員と一緒に参加するが、コロナ禍により地域行事への参加は現在、中止している。職員は地域の草刈り清掃をし、道路沿いに花を植えている。例年はクリスマス会や感謝祭に地域の方を招待して交流しているが、コロナ禍により中止し、代わりに消防署での防災学習やレク等、子どもの園外学習を企画して取り組んでいる。2組3名の子どもが週末里親のお世話になっており、里親支援専門員が週末里親と連携して支援している。個々の子どものニーズに応じて、通院には事務所の職員が対応し、買い物は寮担当の職員が支援している。</p>		

評価項目			評価結果
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○ 4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
コメント	<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にした体制の確立については、基本姿勢が「ボランティアの受け入れ実施要綱」に明文化され、受け入れ手順や留意点等も示されている。学習ボランティア（コロナ禍により現在は中止しているが、地域小規模では受け入れている）や不定期の散髪ボランティアが登録して活動しており、週末里親2組に3名の子どもをお願いしている。ボランティア受け入れ時は養護課長が注意事項を口頭で説明し、その後、職員が見守りながら関わっている。学校教育等への協力についての基本姿勢は、事業計画に学校支援として位置づけているが、施設として高校生以下は受け入れない方針である。地域の中学校からの講師依頼があり、心理療法担当職員と養護課長が1年生対象に「児童養護施設について」の講話を実施している。</p> <p>マニュアルへの職員や子どもへの事前説明等の追記、及びマニュアルに沿って守秘義務等の誓約書を提出させることが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
判断基準	a	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点		
	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
		5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
コメント	<p>施設として必要な社会資源を明確にした関係機関等との連携については、児童相談所や学校、病院等の関係機関連絡先一覧表、及びバスの時刻表を作成し、各寮と事務所に掲示している。学校とは毎月意見交換会を開催し、児童相談所とは年2回の施設ケア会議を実施し、療育医療センターとは心理療法担当職員が連携している。職員はそれぞれの専門職連絡会に参加している。学校を休みがちな子どもについては、寮担当職員が支援方針について担任教諭と話し合い、担任の訪問を受ける等、学校と連携して関わっている。</p> <p>着眼点5は、地域に関係機関・団体があり、評価対象外とする。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
コメント	<p>地域の福祉ニーズ等を把握するための取組としては、施設長が地域行事や各種会合に出席し、職員が民生委員・児童委員の活動に参加する等、地域の福祉ニーズの把握に努めている。地域からの相談には児童家庭支援センターが対応している。クリスマス会や感謝祭等に地域住民や学習ボランティア、週末里親等を招待して食事会やグランドゴルフを通して交流していたが、コロナ禍により現在は中止している。外部事業への協力として、市からの講師依頼に職員を派遣している。市の乳幼児健康診査の「心理相談業務」及び母子保健推進員養成講座「面接技法」の講師として心理療法担当職員を派遣し、中学校の「福祉のお仕事入門教室」には養護課長と心理療法担当職員を派遣している。外部事業に協力した心理療法担当職員は「コロナ禍による家庭内の限られた環境の中、子育ての困難さを抱えている母親が増えている」と感じている。</p> <p>施設の専門性を活かして、地域住民の福祉ニーズ・生活課題等を把握するための積極的な取組が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
	○ 2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	○ 4	施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
	5	地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント	<p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、児童家庭支援センターが相談支援事業として地域からの相談に対応し、中・長期計画に子育て相談を位置づけている。里親支援専門相談員が地域の小学校での読み聞かせを行っている。施設は地域の一員として地域や学校の美化作業に協力し、エイサー大会やキリシタンデーの余興に参加する等、地域の活性化に貢献している。外部事業への協力として、市からの講師派遣の依頼に職員を派遣し、施設の機能を地域に還元する取組もある。</p> <p>外部事業への主体的な取組等により、組織として地域の具体的な福祉ニーズを把握するとともに、把握した福祉ニーズに基づいた公益的な事業・活動の実施、及び被災時における福祉的な支援を必要とする人びとの安全・安心のための備えや支援の取組が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準により評価はCとなる。</p>	

評価項目		評価結果	
Ⅲ 適切な養育・支援の実施			
Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援			
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			
28	① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
	判断基準	a	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
		b	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
		c	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
		○ 2	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
		○ 3	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
		○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
		○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	コメント	<p>子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組は、理念や基本方針に子どもの尊重を明示し、倫理綱領は掲示して毎月の全体会議の前に読み合わせを行っている。個々のマニュアルには、子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が反映され、病院受診時や特別教育の支援の申請は子どもと保護者に説明し、同意を得ている。職員はCAPによるワークショップやスーパーバイズ研修等を受講し、各寮でのOJT研修の一環として子どもの人権についての勉強会も実施している。子ども会議を毎月実施し、担当職員は年2回、子どもと1対1で権利ノートの読み合わせをしている。「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」により年1回、人権チェックを実施している。担当職員が集計し、参与（スーパーバイザー）が協力して分析・評価し、その結果は全体会議で参与が報告し、「NOと答えている職員に、各主任児童指導員が周知させる」等の対応をしている。</p>	

評価項目			評価結果
29	② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援に関しては、部屋への入室や手紙等の開封が必要とされる場合は子どもの同意を得ること等が記載された「入所児童のプライバシー保護に関する要綱」を整備し、全体会議で職員に周知して各寮に配布している。職員はCAPによるワークショップやスーパーバイズ研修を受講している。子どもはCAPワークショップを受けるとともに、年2回、担当職員と一緒に権利ノートの読み合わせをしている。小規模児童養護施設は個室でプライバシーが保護されており、本体施設の居室入り口の扉とガラスはプライバシーが守られるように改善されている。</p> <p>居室は小学生までは4人部屋、中高校生は2人部屋で白線や衣装ラックで仕切る等の工夫をしているが、プライバシー保護のためカーテン等の設置が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ－１－（２） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
	<input type="radio"/> 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	<input type="radio"/> 3	施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。
	<input type="radio"/> 4	見学等の希望に対応している。
	<input type="radio"/> 5	子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント	<p>子どもや保護者等に対する養育・支援の利用に必要な情報の提供については、パンフレットに理念や基本方針、重点目標や期待される職員像等を明記し、絵やイラストも使って分かりやすく施設を紹介している。パンフレットは児童家庭支援センターに置いて関係機関に提供されている。入所予定の子どもや保護者等への説明資料としてパンフレットを使い、入所時に施設長が説明している。その後、子どもには寮担当が「なごみの約束事」を資料として、子どもの理解度に応じて何回かに分けて説明している。保護者等には、園だよりとなごみの説明資料を郵送している。見学等には養護課長が対応している。パンフレットや資料には、小規模児童養護施設も記載され、見直されている。</p>	

評価項目			評価結果
31	②	養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
	<input type="radio"/> 2	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
	<input type="radio"/> 3	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	<input type="radio"/> 4	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント	<p>養育・支援の開始・過程における子どもや保護者等への説明については、「児童の入所時の受入れの流れ及びアドミッションケア要綱」に沿って行われている。入所に当たっては児童相談所で説明を受けて自己決定を尊重しており、同意書は児童相談所からのコピーを保管している。入所時は「子どもの権利ノート」を使い、読み合わせをしながら説明し、掲示されている「なごみの約束事」については子どもが理解しやすいように、寮担当が個別に複数回に分けて読みながら説明を加えている。意思決定が困難な子ども等には、その都度かみ砕いて説明し、ジェスチャーで伝え、紙に書いて説明する等の配慮をして対応している。</p> <p>意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてのルールの明文化に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
32	③	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。	
	b	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
	○ 2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○ 3	施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	○ 4	施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント	<p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応については、児童相談所と協議の上決定している。担当者は家庭支援専門相談員と今年度から配置された自立支援担当職員で、退所後の相談方法等を説明し、住所変更や就職に関する諸手続き、住まい探し等を子どもや保護者と一緒に行い、保証人を施設長や事務長に依頼することもある。卒園時は自立した生活を営むために必要となる個別の課題に応じた病院や相談窓口等も含めた情報を記載した「卒園応援ブック」を渡している。退所時、金品等の引継ぎ文書や、養育・支援の継続性に配慮した他施設や地域家庭への移行時の申し送り用の様式を作成しており、子ども達の特性等を伝えられる体制を整えている。</p> <p>他の施設や地域・家庭へ移行する子どもにも、退所後の相談方法等の内容を記載した「退園応援ブック」文書を渡すことに期待したい。</p>		
Ⅲ－１－（３） 子どもの満足の向上に努めている。			
33	①	子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○ 2	子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	
	○ 3	職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に参加している。	
	○ 4	子どもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとでの検討会議の設置等が行われている。	
	○ 5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント	<p>子どもの満足の向上を目的とする取組としては、定期的に食事の嗜好調査を行い、今年度から子どもの満足度調査を実施し、集計・分析も行っている。寮担当は日頃から個別に子どもたちとコミュニケーションをとっている。毎月の子ども会議に寮職員が参加して子どもの意見や要望を把握し、全職員で確認し、施設全体で対応に配慮することとなっている。</p> <p>子どもの満足に関する調査の担当者等の設置、及び把握した結果を子ども参画のもとで分析・検討し、具体的な改善に取り組むことが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し、説明している。
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
	○ 6	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、「苦情への対応に関する実施要綱」が整備され、施設長を苦情解決責任者、養護課長を苦情受付担当者とし、第三者委員を設置している。苦情解決の体制をわかりやすく説明したポスターを掲示し、子どもには権利ノートを活用して説明し、保護者にはなごみだよりを配布している。各寮で毎月子ども会議を開催し、子どもの意見表明の保障の場と位置づけている。子どもからの要望で、高校生以上は携帯が持てるようになり、小学4年生から学習ボランティアの指導が受けられるようになったが、学習ボランティアはコロナ禍で現在中止となっている。意見箱を設置して記入用紙も準備され、月1回、心理療法担当職員や施設長立会いの下で開封している。開封後は、検討結果を事務所前の掲示板で公表し、苦情内容については、受付と解決を図った記録を保管している。</p> <p>苦情解決結果等については、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、ホームページでの公開が望まれる。意見箱の表示がローマ字で「IKENBAKO」となっており、低学年でも読める「ふりがな」の併記に期待したい。</p> <p>着眼点5が確認できないため、判断基準によりC評価となる。</p>	

評価項目			評価結果
35	② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。		a
判断基準	a	子どもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。	
	b	子どもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。	
	c	子どもが相談したり、意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○ 2	子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	子どもが相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、年2回権利ノートの読み合わせを1対1で行い、いつでも誰にでも相談できることを伝えている。苦情解決のポスターに苦情受付担当者や第三者委員、外部の苦情受付機関等を記載して掲示している。子どもたちが相談する場所として、自分の部屋や寮母室、心理療法室、相談室等、子どもがリラックスできる場所で行うよう配慮している。		
36	③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		a
判断基準	a	子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	子どもからの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○ 5	意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	子どもからの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応について、「苦情の対応に関する実施要綱」や「子ども会の開催要綱」を整備し、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、いつでも声かけられるような雰囲気作りに努めている。寮担当職員は毎月の子ども会議に参加して意見を聞き、意見箱の設置や満足度調査の実施により、子どもの意見を積極的に把握することに努めている。記録の方法や報告の手順等については「苦情の対応に関する実施要綱」が定められている。子どもの相談や意見等に対して、第三者委員会を毎月開催し、委員は必要に応じて子どもたちと面談し、意見に対して回答している。把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合は進捗状況等を子どもに説明している。 対応マニュアル等は定期的に見直されているが、年1回の検証、見直しに期待したい。		

評価項目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
	コメント	<p>安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制の構築としては、「リスクマネジメント体制の構築の実施要綱」を整備し、リスクマネジメント委員会が設置され、委員長は施設長と明記されている。「事故等への対応マニュアル」や「不審者進入時の対応」等のマニュアルを整備し、事故報告書を作成して全体会議で周知している。「施設内安全点検表」が外用と西寮・東寮用それぞれに作成されている。点検表に基づき月1回施設長等が寮の内外を巡回し、遊具等の安全点検も行っている。</p> <p>収集した事例をもとにした改善策や再発防止策の検討の取組が望まれる。事故等への対応マニュアルとしてフローチャート形式となっているが、マニュアルに具体的な手順や対応方法の追記が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組に関しては、「感染症対応マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症マニュアル」、「食中毒への対応マニュアル」を整備し、感染症対策の検討会も行っている。新型コロナウイルス感染症については、国や県からの通知があり、感染者が発生した場合は県へ報告書を提出している。感染症に関する勉強会を実施し、新型コロナウイルス感染症のズーム研修を受講している。感染症の予防策として、毎日の検温やマスク着用、手洗いやうがい、手やテーブル等のアルコール消毒、アクリル板の活用を実施している。感染症発生時は、罹患児童を各寮の療養室に隔離し、幼児は寮母室で対応している。</p> <p>感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制の整備、及び感染症は一種、二種、三種と明示されているが、感染症ごとの具体的な対応方法を明記したマニュアルの作成が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。	
	2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
	3	子ども、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための取組としては、災害時の対応体制が「自衛消防組織と任務分担」に明記されている。防火管理者は養護課長で、消防実施計画を消防署に届け出て、毎月避難訓練を実施している。子どもの安否確認は訓練時に点呼して行っている。職員連絡網が作成され、事務所に掲示している。子どもや職員も含めた水や食料を1週間分備蓄し、栄養士が管理や更新を行っている。</p> <p>発災時においても養育・支援を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、及び子どもや職員の安否確認の方法を定め、備品類等も含めた備蓄リストの整備が望まれる。</p>		
III-2 養育・支援の質の確保			
III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			
40	① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、養育・支援が実施されている。		b
判断基準	a	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。	
	b	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。	
	c	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	○ 2	標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
コメント	<p>養育・支援について標準的な実施方法の文書化とそれにもとづいた養育・支援の実施については、児童養護施設「なごみ」施設内虐待防止要綱やプライバシー保護に関する要綱、児童の入所時の受入れの流れ及びアドミッションケア要綱、家族支援要綱、アフターケア実施要綱、子どもの支援に関するスーパービジョン実施要綱等40数種のマニュアルを整備し、読み合わせをしている。子どもの尊重や虐待防止とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示され、新人職員にはその都度個別の指導と助言を行っている。</p> <p>標準的な実施方法について、研修や個別の指導等による職員への周知徹底、及びそれに基づいて実施されていることを確認する仕組みの確立が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
	<input type="radio"/> 2	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	<input type="radio"/> 3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
	<input type="radio"/> 4	検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>標準的な実施方法について見直しをする仕組みの確立については、各マニュアルに2年以内に見直すことが明記され、見直しは2年に1回実施し、全体会議や運営会議で検討している。自立支援計画の内容として「にじのしずく」との連携を位置づけ、退所後実際に退所した児童の「アフターケア実施要綱」や「里親支援実施要綱」にアフターケア相談として「にじのしずく」が明示され、自立支援計画の内容が反映されている。マニュアルの見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるよう、子ども会議や寮会議、運営会議を経て、全体会議で確認する仕組みになっている。</p> <p>事故対応マニュアルや感染症対応マニュアル等の数種についてはフローチャート形式になっており、具体的な手順や対応方法の追記が望まれる。標準的な実施方法は年1回検証し、必要に応じて見直すことを期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。		b
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 自立支援計画策定の責任者を設置している。	
		2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
		3 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○	4 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	
	○	5 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○	6 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	
コメント	<p>アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画の策定については、「自立支援計画策定要綱」に沿って策定し、自立支援計画策定責任者は養護課長となっている。年2回の自立支援計画策定時のモニタリングにもとづいてアセスメントを行っている。自立支援会議は養護課長を中心に、施設長や寮担当職員、心理療法担当職員、被虐待児個別対応職員、家庭支援専門相談員等が参加して協議を行っている。自立支援計画には子どもの意向や課題、支援内容等が明記され、児童相談所とも十分な協議を行っている。決済後は寮職員全体で計画を共有し、支援に取り組んでいる。支援困難ケースは、個別支援会議を開催して支援方法を検討し、チームとして共通理解することを確認している。</p> <p>自立支援計画策定にあたってのアセスメント手法の確立、及びさまざまな職種の関係職員が参加するアセスメント結果からの課題に関する協議の実施が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
43	② 定期的に自立支援計画の評価、見直しを行っている。	a
判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
	b	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
	<input type="radio"/> 2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	<input type="radio"/> 3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/> 4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	<input type="radio"/> 5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
コメント	定期的な自立支援計画の評価、見直しは、半年ごとに実施している。「自立支援計画策定要綱」が整備され、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等が明記されている。子どもの成長や変化及び保護者等の状況に応じて、自立支援計画を緊急に変更する場合は寮会議で検討し、寮職員全体で確認している。自立支援計画の評価・見直しにあたっては、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	

評価項目			評価結果
Ⅲ－２－（３） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録している。	
	○ 2	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	○ 4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
	○ 6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	
コメント	<p>子どもに関する養育・支援の実施状況の記録と共有については、統一した様式に記録し職員間で共有されている。自立支援計画に基づく養育・支援の実施は記録により確認することができる。「児童育成記録要綱」に沿って記録し、施設長や養護課長が書き方に差異が生じないよう指導している。毎日の朝会での申し送りや各寮の養護日誌の内容が育成記録に反映されて共有している。毎月全体会議が開催され、会議録は施設長や事務長、養護課長の決済を受けて全職員で共有している。</p> <p>多職種が記録ファイルの情報を共有するためにもネットワークシステムの早急な設置に期待したい。</p>		

評価項目		評価結果
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	<input type="radio"/> 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	<input type="radio"/> 3	記録管理の責任者が設置されている。
	<input type="radio"/> 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	<input type="radio"/> 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	<input type="radio"/> 6	個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。
コメント	<p>子どもに関する記録の管理については、「個人情報保護方針」や「児童支援にかかる文書管理規定」に記録の保管や保存、廃棄、情報の提供について明記されている。個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が就業規則に規定され、全体会議で個人情報保護に関する注意喚起を行っている。文書ごとに管理責任者が定められ、個人情報の記載された文書はシュレッダーで廃棄している。個人情報の取扱いについて、子どもには権利ノートを活用して説明し、保護者等にはなごみだよりの配布やホームページで提示している。</p> <p>個人情報保護の観点から、記録の管理に関する職員研修の実施が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果			
A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援						
A-1-(1) 子どもの権利擁護						
内容	46	A①	① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c		
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。			
		b	-			
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。			
		n	わからない、判断できない。			
	着眼点		1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		
			○	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	
			○	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
			○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
			○	5	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、保障している。	
		コメント	<p>子どもの権利擁護に関する取組の徹底について、社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることについては、基本理念や倫理綱領を、毎月の全体会議において全職員で読み合わせをしている。職員は、「子ども理解や権利擁護」等の研修を受講し、日々の実践に繋げている。子どもの養育・支援は、毎月の寮会議やケース会議だけでなく、定期的実施する個別の自立支援計画の評価の時に振り返り、検証している。権利侵害の防止と早期発見する具体的な取組として「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」（職員版）を使用して各職員が実施している。就業規則の服務規律に「政治的及び宗教的意図を持って教示、扇動する事を禁ずる」と明示して、子どもや保護者の思想や信教の自由を保障し、子どもの権利が損なわれないよう配慮している。</p> <p>子どもの権利擁護として「虐待防止要綱」は作成されているが、職員は権利擁護の代弁者（アドボケート）としての、権利擁護の要件（①子どもの意向への配慮、②権利についての説明配慮、③子どもが意見や苦情を述べやすい環境整備への配慮、④虐待防止等）を含めたマニュアルの整備が望まれる。</p>			

評価項目			評価結果
A-1-(2) 権利について理解を促す取組			
47	A②	① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	判断基準	a	子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。
		b	子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。
		c	子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	<input type="radio"/> 1	権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。
		<input type="radio"/> 2	子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。
		<input type="radio"/> 3	職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。
		<input type="radio"/> 4	子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。
		<input type="radio"/> 5	年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。
	コメント	<p>子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組の実施として、子どもの権利についての説明は、「権利ノート」を活用している。「権利ノート」は入所時に説明すると共に、年2回定期的に説明する機会がある。説明に際しては、寮毎に1対1で、低年齢児には絵本を活用し、高年齢児には「権利ノート」を読み合わせる等により実施している。子どもの意向への配慮として、「こども会議」を子どもの意見表明の保証の場としている。子どもが意見や苦情を述べやすい環境として「IKENBAKO（意見箱）」を設置し、意見への対応として第三者委員からの回答も出されている。職員研修は「どならない子育て支援」等を実施している。職員が子どもと個別にふれ合う場として、こども園等への送迎時や誕生日の夕食、買い物等で個別にふれ合う機会を持っている。帰りの早い幼児にはスキンシップを心がけ、夜間は低年齢児の就寝後に高年齢児の話を聞いている。子ども間のトラブルは状況によっては仲裁に入るが相手の人格を尊重しながら子ども同士で解決できるよう見守る支援もしている。外出や体調の悪い子どもがいる場合は当番を交代し、食事中に他の子どもの面倒を見る等、子ども同士の思いやりの支援がみられる。毎年、養護施設スポーツ大会や老人施設訪問で、同年齢や異年齢交流を図っているが、コロナ禍のため活動を中止している。</p>	

評価項目			評価結果
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組			
48	A③	① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	
	b	子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。	
	c	子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
	○ 2	事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	
	○ 3	伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
	○ 4	事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	
	○ 5	子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
	○ 6	成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。	
コメント	<p>子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組として、子どもの出生や生き立ち、家族の状況等の子どもへの伝え方については、寮会議や全体会議で子どもの発達段階や個別の事情に応じて、伝え方や内容を話し合い対応している。子どもの状況によっては、児童相談所と内容を検討する等の連携をしている。事実を伝えた場合は、子どもとの面談や学校の養護教諭との相談、医療的支援を行なう等、適切なフォローに努めている。折々に写真を写し、退園時には職員が保存してある在園時の写真でアルバムを作成して提供している。子どもの成長の過程を必要に応じて、職員と一緒に過去の写真等の掲示物や親から提供された思い出の服を見ながら生き立ちの振り返りにつなげている事例もある。</p> <p>子どもの生き立ちの整理に繋がる更なる取り組みが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等				
49	A④	① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a	
判断基準	a	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。		
	b	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。		
	c	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。		
	n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○ 1	体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	
		○ 2	不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
○ 3		子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。		
○ 4		被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。		
○ 5		被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。		
コメント	<p>子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見の取組について、施設長が体罰等の内容や程度等の事実確認をする仕組みとして、「施設虐待防止要綱」や「暴力問題への対応マニュアル」に発生時の対応が示されている。「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を使用して不適切なかかわりの事実確認に努め、虐待防止対応責任者を施設長としている。不適切なかかわりを発見した場合は記録し、必ず施設長に報告することが明記されている。就業規則に職員の禁止行為として子どもへの虐待・体罰を明示し、発生時は、規定に沿って懲戒事由による懲戒処分を行う仕組みがある。不適切なかかわりの防止や不適切なかかわりを発見した場合、人権擁護委員会で具体的に審議する仕組みとなっている。子どもが自分自身を守るための知識や具体的方法については「権利ノート」を活用して説明し、自分自身を守るための知識や方法についてはCAPワークショップでも学習する機会としている。被措置児童等虐待が疑われる事案が生じた場合の対応は、虐待防止要綱により、責任者や担当者の設置、第三者委員への報告、結果の公表までの体制が規定され、通告者への不利益防止も規定されている。通告制度について説明した資料の子ども等への配布、説明については、第三者委員を掲示して紹介し、権利ノートを使用して電話や葉書きで関係機関への届出・通告ができることを説明している。</p>			

評価項目			評価結果
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮			
50	A⑤	① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
判断基準	a	職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	
	b	職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に取り組もうとしているが、子ども自身が十分に主体的に取り組んでいるとはいえない。	
	c	職員と子どもが共生の意識がなく、共に考える機会を持たず、快適な生活に向けた取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	
	○ 2	子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
	○ 3	余暇の過ごし方について、子ども自身が自由に選択し、一人ひとりの趣味や興味に合った活動が行えるように支援している。	
	○ 4	子どもの状況に応じて、金銭の管理や計画的な使い方などを学び、金銭感覚や経済観念が身につくよう支援している。	
コメント	<p>職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考える子ども自身の主体的な取組については、「子ども会の開催要綱」が作成され、男子寮と女子寮でそれぞれに、毎月子ども会議が開催されている。男子寮では、子ども自身が司会進行し、一人ひとりの生活目標を掲げると共に全員に発言を求め等、主体的に検討する機会が確保されている。子どもたちから「パソコンの使用時間を延ばしてほしいや席替えをしてほしい、幼児は他児の部屋に入らないように」等の意見があり、職員会議で検討されている。余暇の過ごし方について、幼児は、こども園からの帰園後、園庭で職員の見守りのもとボールけりや砂場での相撲等をしている。部活動は、男子は野球とバスケット、女子はバレーボールとバスケットの活動をしている。各寮には漫画が設置され、ホールには図書やピアノ、遊具等が設置され、子ども自身が自由に選択して活動している。金銭管理等が身につく支援として、小遣いは、幼児から高校生まで年齢に応じて支給額が決められている。小遣い帳を用意して中学生までは職員と一緒に記入し、高校生は自分で記入して小遣い以外は、職員が金銭管理をしている。日曜日のおやつや買い物等は、小学校3年生までは職員が同行し、4年生以上は一人で買い物する等、金銭感覚が身につくように支援している。高校生や自立を控えた子どもは、自立支援計画に位置付け、アルバイトの収入や児童手当は貯蓄して携帯電話や運転免許取得費用にあてる等、目標に向けて管理している。</p> <p>子どもの生活日課は「なごみの約束事」に沿って行われているが、職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせる取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア			
51	A⑥	① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
判断基準	a	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	
	b	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。	
	c	子どものそれまでの生活とのつながりを重視しておらず、不安の軽減に配慮した移行期の支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し、受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	
	○ 2	入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	
	○ 3	子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	
	○ 4	家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	
コメント	<p>子どものそれまでの生活から分離されることに伴う不安の解消については、「児童の入所時の受入れの流れ及びアドミッションケア要綱」に沿って実践している。入所に際しては、事前に子どもとの面談や施設見学を実施し、基本的情報を把握し、受入会議や寮会議で配慮すべき事を確認している。入所が決まった子どもには、担当職員の配置や部屋割り、靴箱等への名前の表示、食堂の席等を説明している。入所時は夕食後に歓迎会を開催している。幼児等は入所から1週間は、寮母室で職員と寝起きを共にし、分離に伴う不安の解消や施設への適応に向け施設全体で対応している。子どもの家庭復帰に向けての取組は、寮担当や家庭支援専門相談員が対応し、親との電話による交流や面談、子どもの外出や一時帰宅等の段階を繰り返し、児童相談所と協議して決定している。退所後の対応については、要保護児童対策地域協議会に寮主任と児童相談所の職員も参加して対応している。子どもの家庭復帰後の支援としては「アフターケア実施要綱」に基づき、家庭復帰後は、主たる担当を自立支援担当職員とし、副担当者を家庭支援専門相談員が担当する事が決められている。入所時から家庭復帰後まで、相談や家庭訪問の要請ができることを説明している。子どもや家族の状況把握として、就職先や進学先の情報収集をするとともに、アフターケア相談室「にじのしずく」に紹介し、これまでに7人ほどを繋いでいる。月に1回ほど2組の週末里親に3人が委託され、昨年は里親に移行した事例もあり、子どもが安定した生活を送るための支援を行っている。</p> <p>子どもがこれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
52	A⑦	② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
	判断基準	a	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。
		b	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。
		c	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。
		○ 2	退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。
		○ 3	退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。
		○ 4	行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。
		○ 5	本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。
		○ 6	退所者が集まれる機会や退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。
	コメント	<p>子どもが安定した社会生活を送ることができるようなリービングケアと退所後の支援については、「リービングケアプログラム実施要綱」が作成されている。高校3年生で自立退所が検討されている子どもを対象に自立支援計画に位置付けて、週2回の弁当作りやアルバイト等の就労体験を実施している。「自立の指標」を掲示し、「巣立ちの為の60のヒント」の書籍を子どもに配布し、一緒に読み合わせ等をして環境づくりをしている。退所後の支援は、「アフターケア実施要綱」に沿って、今年度から担当として自立支援担当職員を配置し、これまでに退所した子どもを追跡して20人余を把握し対応している。就労先からの問い合わせや連絡等にも対応し経過記録も整備されている。直近では退社する子どもの対応として、住居の引き払いや住民票移動の手続き、職場への挨拶、帰沖後の住まいの確保等、細やかな支援がされている。卒園者は成人式への参加の日に施設に寄ることとなっており、その姿を見て在園児があこがれる場面もある。</p> <p>退所者が交流できる機会の創設や一人で生活する一定期間の訓練の実施も望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2 養育・支援の質の確保			
A-2-(1) 養育・支援の基本			
53	A⑧	① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
	判断基準	a	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。
		b	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。
		c	子どもを理解しようしていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	<input type="radio"/> 1	職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。
		<input type="radio"/> 2	子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。
		<input type="radio"/> 3	子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。
		<input type="radio"/> 4	子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
		<input type="radio"/> 5	子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。
	コメント	<p>子どもを理解し、子どもの感情や言動をしっかり受け止める支援について、職員は、受入れ会議や寮会議で子どもの生育歴や状況を把握し、受容的・支持的対応で寄り添うために、担当を決めて対応している。これまでの生活の中で起った被虐待体験や分離体験等に伴う怒りや見捨てられ感等、子どもの気持ちを受け止め、心に寄り添うケアに努めている。問題行動等があった場合は、心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員と連携し、その背景にある心理的課題の把握に努め、スーパービジョンを受けて支援にあたっている。毎年のなごみ卒園児激励会での卒園者からの挨拶文には、進学や就職に向けて職員と一緒に歩んでくれたことに感謝の言葉が綴られている。利用者アンケートでは「一人ひとりが話を聞いてくれる。悪いことをしたら注意してくれ、頑張ったら褒めてくれる」など72.7%の子どもが評価している。</p> <p>子どもを理解した支援に向けて、更なる取組が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
54	A⑨	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
判断基準	a	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	
	b	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。	
	c	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	
	<input type="radio"/> 2	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	
	<input type="radio"/> 3	生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	
	<input type="radio"/> 4	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	
	<input type="radio"/> 5	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	
	<input type="radio"/> 6	夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	
コメント	<p>子どもたちの基本的欲求の充足について、職員は、年少児が帰園後に園庭でボール遊びをしたり砂場で相撲をしたりする様子を見守って対応している。小学低学年児は、帰園後に職員と一緒に宿題を済ませている。高学年児は担当職員を中心に夜間帯の支援を工夫して、個別に子どもの気持ちを聴いている。誕生日の夕食や買い物等でも、個別にふれ合うよう支援している。部活やアルバイトで帰りの遅い高年齢児には、入浴や消灯時間等を、柔軟に対応している。年少児の部屋は、寮母室に近い場所に配置し、不安解消や大人の存在を感じられるようにしている。夜間は廊下やトイレの電気をつける等の配慮もしている。</p> <p>子どもの基本的欲求の充足に向けた更なる取組を期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
55	A⑩	③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し、行動することを保障している。	b
	判断基準	a	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し、行動することを保障している。
		b	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し、行動することを保障しているが、十分でない。
		c	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にしていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
		○ 2	職員は必要以上の指示や制止をしていない。
		○ 3	子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
		○ 4	つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。
		○ 5	朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるように、職員の配置に配慮している。
	コメント	<p>子どもの力を信じて見守る姿勢を大切にし、自ら判断し行動することの保障として、子どもたちの日課（食事の配膳や食後の清掃、洗濯、宿題等）は、自ら行えるよう見守り、働きかけをしている。子ども自身で日曜日のおやつを買って、通帳に入金することなどお金に関することが十分に行えない状況があり、その訓練の一つとして、バーベキューやなごみ祭りで屋台を準備して商品（飴や風船など）を金券や利用券を作って買う訓練等を実施している。子どもが率先して部屋を片付け、当番以外の清掃や施設の作業を手伝った場合等は、「ほめる」や「ありがとう」の言葉かけに努めている。つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していく支援をするために、新任職員に対しては「情報は提供しても職員が決めるようなことはしない」ことの注意をしている。子供同士の喧嘩の場合も、お互いで収拾できるよう対応している。子どもアンケートでは、「職員は良く褒めてくれる」との回答がある。朝の認定子ども園への送迎もあり、出勤を30分早めて7時30分に職員を配置して対応している。</p> <p>職員は必要以上の指示や制止をしない更なる工夫が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
56	A①	④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
判断基準	a	発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	
	b	発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。	
	c	発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
	○ 2	日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	
	○ 3	幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	
	○ 4	学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	
	○ 5	子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	
	○ 6	幼稚園等に通わせている。	
	○ 7	子どもの学びや遊びを保障するための資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	
コメント	<p>発達段階に応じた学びや遊びの場の保障として、日常生活の中で、現在、流行っている子どもたちの学びや遊びを把握して対応している。進学に向けた参考書等、必要に応じて検討し、英語検定や漢字検定等が無料対応されている。子どもの発達段階に応じて絵本や漫画等が各寮の食堂やホールの一隅に設置されている。ホールには図書やピアノも設置され自由に利用できるようになっている。鉄棒や砂場等で遊び、キャッチボールをし、用意された自転車や玩具、トランプ、カード等も使用されている。スマホ購入のニーズにこたえられない理由として、年齢的に契約ができないことや費用負担の問題があること等の説明をしている。幼児は地域のこども園への就園を支援し、高校受験に向けては、地域の公民館で実施している学習塾を利用し、4年生以上を対象に週2回、学習ボランティアが活用されていたが、コロナ禍のため中止している。小規模グループホームの受験生は学習ボランティアや地域の学習塾を活用している。</p> <p>年齢や発達の状況による課題等に応じたプログラムに基づいて、遊びや基本的な学習習慣を身につけ、基礎学力の向上については、小・中学生への塾の活用や学習支援員の導入についての検討が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
57	A⑫	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
判断基準	a	生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	
	b	生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。	
	c	生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	
	○ 2 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくようにしている。		
	○ 3 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。		
	○ 4 発達の状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。		
	○ 5 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。		
コメント	<p>秩序ある生活を通じた基本的な生活習慣の確立と社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できる養育・支援については、子どもたちに施設生活や社会生活を営む上での必要な知識や技術として「あいさつを元気にする」を日常的に伝えている。守るべきルールは「なごみの約束事」として「しなければならないこと」と「してはならないこと」の20項目と日課表により入所時に説明し、各寮に掲示して周知されている。毎月、各寮で子ども会議が開催され、子どもと職員の話し合いが行われている。コロナ禍のため、ゲームやテレビの視聴時間が延長され、職員からの適切な助言等が得られている。体の自己管理については毎日の入浴や洗濯をすることが決められ、ケガや具合が悪いときは職員に訴えるようになっており積極的に受診している。地域行事や美化活動にも積極的に参加し、社会常識や社会規範の習得ができるような支援をしていたが、コロナ禍のため地域行事が中止されている。地域の美化活動として施設に割り当てられた場所に花を植えて管理している。</p> <p>社会常識や社会規範等を習得する取組の工夫や携帯電話等によるSNSやネットに関する正しい知識の習得についての支援が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(2) 食生活			
58	A⑬	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	判断基準	a おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	
		b おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。	
		c おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	
		○ 2 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	
		○ 3 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	
		○ 4 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	
		○ 5 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	
	コメント	<p>おいしく楽しみながら食事ができる工夫については、コロナ禍で密を避けるため時間差での食事や黙食が余儀なくされている中、おいしく楽しめる行事食が工夫されている。高校受験の前日には「力こぶ」と称してウナギのかば焼きを提供し、試験当日は「なごみ勝負めし」と称して豚の生姜焼きを提供する等、献立名でも食事を楽しめる工夫をしている。献立も家庭的で食材に地元産を使っている。現在対象児童はいないが、アレルギー対策も取っている。貧血防止にはプルーンやレバーを工夫して調理している。摂取量は年齢や個人摂取カロリー表に照らし合わせ、主食で調節している。塾や部活などで遅くなる場合は冷蔵庫で置き置きし、温めなおすなど配慮している。残食が殆どなく定期的な嗜好調査に約6割の子どもが食事の時間が楽しいと回答している。嫌いなものがある場合には職員が調味料などで工夫している。週に2回、おやつ作りを実施し、高校生は週2回弁当作りをさせている。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(3) 衣生活			
59	A⑭	衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している	a
判断基準	a	衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	
	b	衣類が十分に確保されているが、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。	
	c	衣類が十分に確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	
	<input type="radio"/> 2	汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	
	<input type="radio"/> 3	気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	
	<input type="radio"/> 4	洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	
	<input type="radio"/> 5	衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	
	<input type="radio"/> 6	発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し、購入できる機会を設けている。	
コメント	衣類の十分な確保と衣習慣の習得、衣服を通じた適切な自己表現の支援について、衣服は清潔で体の成長や季節にあったものを着用できるように、寮職員が支援している。年少児と小学生は保育補助職員が洗濯して、たたんだものを各自で衣装ケースにしまっている。中学生以上は自分で洗濯し、アイロンをかけ、補修もおこなえるように支援し、衣類の管理を習慣づけている。洋服や靴の買い物は職員と共に出かけ、予算内で子ども自身が好きなものを選んで購入することによって自己表現できるように支援している。		

評価項目		評価結果
A-2-(4) 住生活		
60	A⑮	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している b
判断基準	a	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。
	b	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの居場所が確保されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。
	<input type="radio"/> 2	小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。
	<input type="radio"/> 3	中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。
	<input type="radio"/> 4	身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。
	<input type="radio"/> 5	食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。
	<input type="radio"/> 6	設備や家具什器について、汚れたり、壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。
	<input type="radio"/> 7	発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。
コメント	<p>居室等施設全体を整美して安全、安心を感じる場所となるような子ども一人ひとりの居場所の確保については、安全点検実施要綱が整備され、要綱に沿って施設長と副施設長が施設内衛生・安全点検に取り組んでいる。施設は開放的で明るく風通しもよい。子ども会議で掃除の分担や皿洗いなど子どもの意見を尊重して寮ごとに決めて当番表を作成し、各寮の食堂に掲示している。共有スペースの掃除は子どもたちで行い、トイレと風呂場は職員で行っている。居室は各自で管理し、室内には個人用のベッドと机、クローゼットが設置されている。小学生までは4人部屋、中高校生は2人部屋で白線や衣装ラックで仕切る工夫がなされている。</p> <p>中高校生以上の2人部屋は、プライバシー保護のため、カーテン設置等の工夫、及び居室のタンスの穴や小規模児童養護施設の壁等の破損については、早急な補修が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(5) 健康と安全			
61	A⑯	医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している	b
判断基準	a	一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	
	b	一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し、必要がある場合は対応しているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	
	○ 2	健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	
	○ 3	受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	
	4	職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	
コメント	<p>医療機関と連携した一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理と必要に応じた適切な対応については、学校と施設で年2回嘱託医による内科健診を行い子供の健康状態や発育、発達の状態を把握している。健診記録は個別台帳にファイルされ、個人情報として事務所に保管されている。こども園や学校の歯科検診後の要治療の場合は近くの歯科医院を受診させている。体調不良時にすぐ対応できるように、事務所に病院一覧表が掲示されている。受診や服薬が必要な場合も同様に事務所内のホワイトボードと申し送りノートに記載され、職員間で情報を共有している。擦り傷や急な夜間の発熱などには家庭薬で対応している。家庭薬の期限や在庫などは、パソコン上で管理し、薬は鍵のかかった部屋に保管されている。新型コロナウイルス感染症マニュアルが整備され、1日3回の検温など、マニュアルに沿って対応している。</p> <p>健康管理マニュアルを作成して担当者を定め、職員間で医療や健康に関する学習会を実施する等、組織的な取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(6) 性に関する教育			
62	A⑰	① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
判断基準	a	他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	
	b	他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。	
	c	性についての正しい知識を得る機会を設けていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	
	<input type="radio"/> 2	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	
	<input type="radio"/> 3	性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
	<input type="radio"/> 4	必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や学習会などを職員や子どもに対して実施している。	
	コメント	<p>子どもの年齢・発達の状況に応じ、他者の性を尊重する心を育て、性についての正しい知識を得る機会の設定については、性教育に関するマニュアルが整備され、「幼児・小学生用」と「小学校高学年女子～高校女子」、「小学校高学年男子～高校男子」の3段階の性教育プログラムを作成し実施している。実施にあたっては、心理療法担当職員が女兒を担当し、被虐待児個別対応職員が男児に対応して個別や集団でのグループ学習会を設けて性教育を行っている。気がかりな子どもに関して声掛けをし、個別に関わっている。学習会の内容の記録や開催後の子どもたちのアンケート結果から、年齢や発達段階に合わせて工夫された内容で、子どもたちも理解していることが確認できた。職員への研修も定期的に行っている。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(7) 行動上の問題、及び問題状況への対応			
63	A18	子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している	b
判断基準	a	子どもの行動上の問題、及び問題状況に適切に対応している。	
	b	子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。	
	c	子どもの行動上の問題、及び問題状況に対応できていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。
	<input type="radio"/>	2	施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。
	<input type="radio"/>	3	不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ、無力感等への配慮も行っている。
	<input type="radio"/>	4	くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。
コメント	<p>子どもの暴力や不適応行動などの行動上の問題への対応について、問題行動が起きた場合はマニュアルに沿って、一人では対応せず、他職員や上司へ連絡して対応している。問題を起こした子どもは、落ち着くまで他の子どもとの距離を離し、その場で時間が取れない場合は後日、担当職員や心理療法担当職員が個別に話を聴くなどの対応をしている。問題行動の発生しやすい時間帯はホールなどの見守りをして予防に努めている。問題行動が発生した場合、全体会議で状況を共有し、施設全体で再発防止に向けて検討を重ねている。施設内での対応では不十分なケースについては児童相談所や専門医療機関、警察などの協力も得て事態の改善に努めている。本年度はコロナ禍のため実施できなかったが、職員に対しては定期的に関連研修を行っている。</p> <p>問題行動を起こした子どもに、発達段階に応じて内省する機会をもち、癒しの場となるよう、更なる取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
64	A⑱	施設内の子供間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設で取り組んでいる、	a
	判断基準	a	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
		b	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。
		c	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	<input type="radio"/> 1	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
		<input type="radio"/> 2	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。
		<input type="radio"/> 3	課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
		<input type="radio"/> 4	大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
		<input type="radio"/> 5	暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。
	コメント	<p>子ども間の暴力やいじめ、差別などを生じさせない施設全体での取組については、「暴力問題対応マニュアル」に沿って発生予防及び発生時の対応をしている。問題発生後は職員会議で改善策を検討している。権利ノートを年2回読み合うわせして子どもが人権に関する意識を高められるよう努めている。安全点検のため施設長と副施設長が朝夕園内を巡回している。職員は子どもの異変に気づいたときは声を掛けて問題が起こらないように配慮している。時には低学年で喧嘩がみられるが、時間をおいて双方の気持ちを聴き、なぜやってはいけないか、相手がどんな気持ちでいるか相手の立場も理解できるように話し合いの時間を持っている。課題のある子どもや入所後間もない子どもに対しては、部屋割りや食堂での座る位置も配慮している。対外的には心理療法担当職員や被虐待児個別担当職員が学校や児童相談所と連携しながら個別に対応している。</p> <p>問題の発生予防のために、施設内の構造、及び職員の配置や勤務形態のあり方について定期的な点検を期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(8) 心理的ケア			
65	A⑳	① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
判断基準	a	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	
	b	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。	
	c	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
	○ 2	施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	
	○ 3	心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
	○ 4	職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
	○ 5	心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	
	○ 6	児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	
コメント	<p>心理的ケアが必要な子どもに対する心理的な支援については、心理療法担当職員を中心に「心理療法実施要項」に沿って、オリエンテーションやアセスメント、遊戯療法、来談者中心療法を実施し、自立支援計画に基づき心理的ケアプログラムに沿って心理療法が実施されている。児童の状況に応じて面接頻度を検討し、初回面接では「何んでも話してよい時間であること」や「困ったこと、悩んでいること、嫌なことを話す時間でそれを解決できないか一緒に考える時間であること」を児童の年齢や理解度によって個々に対応し、子どもが相談しやすい環境作りに努めている。療育センターや精神科での受診が必要な児童に付いても対応している。ケース担当者会議には心理療法担当職員や関係職員が参加して、職員間で情報を共有し統一した対応に努めている。心理的なケアを要する子供へのアプローチに関してはスーパービジョンも行っており、児童票にも記載されている。全職員が定期的にスーパーバイズ研修を受講して心理的支援の向上に取り組んでいる。児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等への定期的な助言・援助もしている。</p> <p>児童相談所との連携を強化し、さらなる保護者等への支援に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等			
66	A㉑	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
判断基準	a	学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。	
	b	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。	
	c	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に添えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。
○ 2		学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
○ 3		学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
○ 4		忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
○ 5		障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	
コメント	<p>学習環境の整備と学力等に応じた学習支援に関しては、学習環境として玄関ホールに書籍コーナーが設置されている。小学生は学校から帰るとホールや食堂で職員と一緒に宿題を済ませている。被虐待児個別対応職員は毎日子どもの学習の進捗状況を確認するため、小中学生に頑張りノートを用意して、頑張ったらサインをしている。職員は毎月、学校に出向いて学校との連携を図っている。子どもの希望により中学3年生を中心に学習塾や支援クラス、デイサービスを活用している。高校生への進路支援は学校で指導されている。障害のある子どもには特別支援学級や情緒支援学級、特別支援学校への通学を支援し、被虐待児個別対応職員と心理療法担当職員が学習支援をしている。受験を控えている子どもには、一定期間個室が与えられ、学習環境の支援をしている。</p> <p>子どもたちの能力に見合う進路（進学、就職）が拓かれるように、行政や関係機関との更なる良好な関係の構築に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
67	A②	② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
判断基準	a	子どもが進路の自己決定ができるように支援している。	
	b	子どもが進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。	
	c	子どもが進路の自己決定ができるように支援はしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	
	<input type="radio"/>	2 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し、支援をしている。	
	<input type="radio"/>	3 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	
	<input type="radio"/>	4 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
		5 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	<input type="radio"/>	6 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	
	<input type="radio"/>	7 高校を卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	
コメント	<p>「最善の利益」にかなった進路の自己決定の支援について、進路の選択は自立支援担当職員を中心に学校や関係機関と連携して対応している。自立支援計画に基づき、親の状況を勘案して児童相談所や学校、アルバイト先等と連携してそれぞれの意見を聞いて対応している。資金面では「なごみ後援会」や「にじのしずく」ファンドなどの奨学金制度の説明も行っている。進路決定後の支援体制は、家庭支援専門相談員が窓口となり、児童家庭支援センターと連携して家庭訪問や進路先の情報提供をしている。</p> <p>現在、中卒児や高校中退児はいないが、必要に応じて中卒児や高校中退児に対し、就労しながら施設入所を継続することで、社会経験を積めるような支援が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
68	A②③	③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
判断基準	a	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	
	b	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	社会経験の拡大に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話しあっている。	
	○ 2	実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	
	○ 3	実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	○ 4	職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	○ 5	アルバイトや各種の資格取得を積極的に奨励している。	
コメント	<p>職場実習や職場体験、アルバイト等を通じた社会経験の拡大の取組について、高校生には本人の希望があればアルバイトや資格取得を積極的に勧めている。漢字検定等には地域自治会から助成金がある。職員は子どもたちが社会で生きていく上で大切な金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援にも取り組んでおり、個々人の金銭管理帳がある。社会経験としてアルバイトを推奨し、アルバイト先の事業主との連携を図っている。スマホの使用はアルバイトをしている高校生のみとし、スマホ使用が生活や学習に支障がないように学業を優先することを説明し、約束をしている。</p> <p>協力事業主等と連携し、実習先や体験先の開拓が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり			
69	A④	① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
判断基準	a	施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。	
	b	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。	
	c	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点		
	○	1	施設の相談窓口、及び支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。
	○	2	家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。
	○	3	面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。
	○	4	外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。
	○	5	子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。
	コメント		<p>家族との信頼関係づくりの取組と家族からの相談に応じる体制づくりについては、「家族支援実施要綱」を整備し、児童相談所と連携して取り組んでいる。主な担当を家庭支援専門相談員とし、寮担当職員や心理療法担当職員と密に連携して、家族に支援方針を説明している。今年度から、面会時に施設長が施設での生活状況等を家族に説明して理解を得ている。面会や外出、一時帰宅などにも取り組み、帰園時には寮担当職員が聞き取り等を行っている。以前、発熱による帰宅の1日延期の申し入れがあったが、実態は発熱がない事が確認された事例があり、それ以来、保護者等による「不当に妨げる行為」に対しての対応を行っている。学校の運動会や発表会、持久走大会、親子レク等の行事への参加については、寮担当職員が家族に案内し参加を促している。</p> <p>面会や外出、一時帰宅後の帰園時の取組について、家庭支援実施要綱に基づいた対応が望まれる。</p>

評価項目			評価結果
A-2-(11) 親子関係の再構築支援			
70	A㉔	① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
判断基準	a	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	
	b	親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ、施設全体で共有されている。	
	○ 2	面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
	○ 3	児童相談所等の関係機関と密接に協議し、連携を図って家族支援の取組を行っている。	
コメント	<p>親子関係の再構築等のための家族への支援については、家庭支援専門相談員を中心にケースの見立てを行っている。専門職も含めた寮会議から運営会議を経て、全体会議を開催して自立支援計画を作成し、支援方針を明確にして取り組んでいる。面会や外出、一時帰宅時の様子は本人からの報告や受入家族からの報告も含めて記録され、「家庭訪問日程表」や「家庭訪問調査報告書」等で職員は情報を共有している。家族支援についての取組状況は、児童相談所等にその都度報告している。</p> <p>親子生活訓練や家族療法事業の実施等による養育力の向上などの取組が望まれる。</p>		